

中国における意匠・商標の類否判断事例  
および傾向分析に関する報告書

2008年3月

ジェトロ上海センター 知識産権部

**JETRO**

## 報告書作成にあたって

中国における意匠（専利）・商標の出願は、2001年12月のWTO加盟以来、年々加速的な増加を示してきた。国家知識産権局及び国家工商行政管理総局商標局のデータによれば、2006年の意匠出願は201,000件（内、外国からの出願割合は6.6%）で日本の約5.5倍、商標登録出願は766,000件（内、外国からの出願割合は12.7%）で日本の約5.6倍にも達している。

とくに、日本を含む海外企業の中国における市場戦略が、これらの出願件数の増加に強く反映されていることは確かであり、中国市場経済の拡大発展と共にますます事業基盤の強化に向けた知的財産戦略が展開されていくであろう。

そのなかで、自らのビジネスを防御し、他人の権利侵害を排除するためには、周到な戦略に立った知的財産権によって担保する必要がある。

しかしながら、中国と日本における知的財産制度上の差が、ビジネス展開上さまざまな障害となっており、中国との法制度と法律運用の実情を十分に理解した上での戦略立案がなければ、中国での有効な知的財産権の確保は難しい。

中国における知的財産制度の確立はまだ20数年の歴史しかなく、本格的な制度として脱皮したのはWTO加盟に伴ってである。改革開放経済政策以前の社会基盤を維持しながら国際社会への参加の条件として、急遽整備された知的財産関連法と制度運用面における実際とでは中国固有の格差がある。

とくに、権利として確定するまでの審査・審判・行政訴訟段階とこれらの権利行使段階における制度運用上の乖離は、依然として国際水準に達しているとはいえないといえよう。

中国経済が「世界の工場」から「世界の市場」へと移行する中で、偽物・模倣品のはんらんは中国進出企業にとって深刻な問題であり、これらの排除が大きな課題となっている。

意匠権、商標権を中心としたこれらの模倣品対策を効果的に実行するためにも、無審査主義を採用する中国意匠制度下において、国家知識産権局や法院での類否判断の傾向及び審査主義の中国商標制度における国家工商行政管理総局商標局並びに法院での類否判断の傾向を認識しておくことは、日本企業の知的財産戦略にとって極めて重要である。

その中で、中国意匠・商標制度と日本の意匠・商標制度における「類否判断」の差異がどこにあるのか。日本企業にとってその差異が明確になれば、おのずから中国ビジネス展開上の意匠戦略、商標戦略も見えてくるはずである。

この報告書では、権利行使段階での行政ルートと司法ルートにおける意匠、商標の類否判断に関する具体的事例を含む事案・事件の分析を通して、日本の制度との差異を明確にし、これらに対し日本企業が対応すべき方向性を探る糸口になることを目的とした。

中国専利法・商標法の第3次改正草案が明らかになり、制度内容も国際水準化に向けた転換が図られようとしている。しかしながら、知的財産制度に対する国際的不協和音を背景に、知的財産関連法の近代化を急ぐ中国政府ではあるが、「中央に政策あり」「地方に対策あり」の中国の実態からすれば、法体系の国際化が図られたとしても、その即効性を求めることは無謀かもしれない。

新しい法律制度が運用面と一刻も早く一元化されることを期待するばかりである。